

## 第7回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成25年3月18日（月） 午後1時59分～午後4時46分
- 会 場 村上市役所 4階 大会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 8名（欠席2名）  
市長、財政課長、財政課行政経営係員2名、総務課人事係長

（午後1：59 開会）

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

会長

今日出席予定されている委員が全員揃いましたので、ただいまから第7回行政改革推進委員会を開催させていただきます。

昨年12月以来の開催となります。今年度もいろいろ協議事項があります。皆様お忙しいところ大変ですがよろしくをお願いします。

### 3 諮 問

市長から会長へ「村上市行政改革大綱後期実施計画（原案）について」を諮問

市長

今日は大変お忙しい中お集まりいただき心から感謝をいたしております。

私ども村上市ですが平成20年4月の5市町村合併から5年間が経過いたします。その間人口の減少がきたしておりますし、非常に市の財政運営につきましても努力はいたしておりますが厳しい現状が続いております。

市の財政運営も大変厳しいものとなっておりますが、様々な公共事業を行って市民サービスの向上と適正な予算執行に努めてきたところであります。その中には、新ごみ処理場の建設を始め、（仮称）荒川統合保育園の建設、当地域の基幹病院である厚生連村上総合病院の新築に伴う支援など、引き続き多くの大型事業の取り組みを予定しています。

今後は、合併による普通交付税の算定替特例が平成27年度をもって満額算定が終わり、続く5か年で段階的に縮減され、本市本来の算定によって交付されるようになっていくことから、現在の予算規模から大幅な縮減をしていかなければならず、今から将来の予算規模を見据えた経費の縮減を図っていかなければなりません。

行政改革大綱後期実施計画では、前期実施計画で取り組んできたものを検証したうえで引き続き行政改革の推進を行っていくものであり、将来の財政規模を見据えた取り組みを行っていくものとします。

なお、本計画の実行にあたっては、これまでと同様に取り組みに対する行政内部の評価と、行政改革推進委員会による意見を取り入れながら、毎年度の検証・見直しを行っていくものとし、より実効性のある取り組みを推進してまいりたい所存でありますのでなにとぞよろしくお願いします。

（市長退席）

#### 4 議 事

(1) 村上市行政改革大綱後期実施計画（原案）について【資料No.1】

会長

それでは、議事に入ります。

今回については事務局から説明を受けたのち質疑を受けます。本日の委員会は質疑までとし、次回意見の協議としたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

「(1) 村上市行政改革大綱後期実施計画（原案）及び各種関連計画について【資料No.1～5】」事務局が説明。

補足：【参考資料】としまして前委員会において意見交換をしていただいた際の意見をまとめ、それに対する担当課の今後の取り組み・方針をシートにまとめさせていただきました。

今後の取組内容につきましては、後期実施計画及び各種関連計画に含め、取り組みを行っていく予定であります。

今回の諮問につきましては、次回委員会の前までに意見を集約の上、次回委員会においてその意見を基に協議をしていただきたいと思いますと考えております。

(PM3：00～PM3：10 休憩)

会長

説明ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

委員

行政改革大綱後期実施計画P51中、「配当」という言葉があるが「配分」ではないのか。

財政課長

「配当」です。金銭等を「割り当てて配ること」という意味で「配当」を使用しています。

委員

行政改革大綱後期実施計画P16中、現状欄で「県内自治体ではコンビニ収納の実施が進んでいる。」とあるが、課題欄で「収納率の大きな向上にはつながらない。」とあり、効果欄では「新たな夜間納付方法として期待できる。」とあり矛盾する事を言っている。

財政課長

実施市町村に聞くと知っているほど利用数が少ない事と納付受付において非常に間違いが多という現状です。その後処理が非常に面倒になってきており、その意味でばらばらの意味の記載になっております。

委員

行政改革大綱後期実施計画P7中、「課題欄」で命令に基づかない時間外勤務等がいまだ見られる。」とあるが、ルールがあるのにそれに従わない職員がいるということなのか。

総務課人事係長

通常時間内に出来る業務が、それぞれの事情により時間内にできない場合があり、それを上司が把握できなかったものです。

委員

そういうことは非常に多いのか。

総務課人事係長

数値として把握しておらず、人事係として見た限りでは、少なからずある状況です。

委員

行政改革大綱後期実施計画P 6中、実施内容欄にて「非常勤の嘱託員等の抑制に努め」とあるが非常勤の嘱託員の割合はどのくらいか。

また、臨時職員と非常勤嘱託員の違いは何か。

総務課人事係長

まず、臨時職員と非常勤嘱託員の違いですが、非常勤嘱託員は非常勤特別職と位置付けております。これにつきましては大体が月額報酬として決まっております。

臨時職員というのは、時給・日給制度で雇用している職員ものです。

非常勤特別職については条例に基づいていますが、現状非常勤の職員の数が非常に多くなってきており数百人単位です。中には形骸化された臨時職員的な非常勤の職員もいます。

本来、職員が行うものと、臨時職員が行うものと、非常勤の職員が行うものが混雑しています。

その整理を行い本来職員が行わなければならない業務に多大な負担があるのであれば再任用制度においてその方に担っていただくことを考えています。

保育園の形態につきましては、現在非常勤の職員はおらず職員と臨時職員にて対応を行っております。

委員

行政改革大綱後期実施計画P 4 4について村上市の人口規模では必ず副市長は必要なのか。

総務課人事係長

市としては、人口規模というよりは市の面積部分で必要と考えております。合併後非常に多くの面積を持っております。旧市町村単位でそれぞれ歴史・事業があり、合併後統一できないそれぞれの地域での大事な事業というのはかなりあります。

市長一人ではその対応・住民のニーズにこたえるのはかなり困難であります。

また、市が大きくなると市長が公務により不在の時の多いので、内部の統括及び外部の折衝において非常に重要になっており、よって副市長の席は必要で重要と考えています。

委員

行政改革大綱後期実施計画P 2 5中、課題欄にて「公平性が確保されていない。」とあるがごみ指定袋の収益より税金の投入が多いので、減量化している家庭との不公平が出ているということなのか。指定ごみ袋を値上げするのか。

事務局

そのとおりです。

ごみ指定袋の収益は総体のごみ処分費用の一部しか賄われておりません。大半は税金で賄われている状況です。

ごみ処分費用総体のある程度はごみ指定袋の収益で賄うものです。

委員

市職員の喫煙者数は把握しているのか。就業中の喫煙は認めているのか。

総務課人事係長

就業時間中の喫煙は認めていません。喫煙者数については把握しておりません。

委員

実際来庁すると勤務中に喫煙している者がおり、職員の意識の甘さが見えているので質問させていただいた。

委員

前回の委員会においても要望させていただいたが、合併の事務重複解消による、指定管理者制度導入による等に伴い住民サービスの低下を帰さない減少可能人数がどの程度か。

表面的には人員縮減の大変さが映るが、中身を見ないと分からない。資料として提示していただきたい。

総務課人事係長

参考資料としてお示ししたシートにあります。業務量検証を25年度には実施したいと考えている。現在、人事担当としての的確な業務量検証ができていない。

また、各支所の取りまとめである本庁担当課が支所の業務量を的確に把握できていない。

よって、本庁の管理職を中心に再度本庁及び支所の業務量検証を行い、先ほど言われた資料等で数値化できるものについてはその都度提示していきたい。

委員

最初の計画当初に土台があって計画したものだと思いますので、概算でいいので提示していただきたい。

総務課人事係長

分かりました。

委員

昨年度の取り組みに対する意見の答申がどのところに反映しているのか伺いたい。全部を見たわけではないが答申を反映していないように見受けられる。

この委員会に役割として行政のプロの計画等に対して素人の市民が意見を言うことにより、行政内部でもう一度市民の目線に立って感じとっていただくことだと考える。また市長がそういうことを期待していると思う。

財政課長

市民目線での成果がこの計画の中では文言として出てこないのが歯がゆい部分もありますが、今後の後期において評価について重視したと考えます。

委員

村上市の人口の将来推移はあるのか。人口減少によって交付税の影響はあるのか。  
また、平成28年度から普通交付税が減額されるとあるがどの程度減額されるのか。

財務課長

総合計画において人口の将来予想数はあります。

普通交付税について現在約125億円交付されております。平成27年度までこの水準を予想しております。平成33年になると約97億円になる予想です。よって28億ほど減額されます。

普通交付税の算定については単純に人口減少で交付税が減少するというわけではなく、人口減少により高齢化が進んだ場合人口減少の部分は減るが、高齢化の部分は増える等、複雑多岐となっております。

委員

指定管理者制度について、導入することにより経費の削減が図られるのか。

財政課長

すべての施設がそうなるとは限りませんが競争原理でそういう方向にはなります。

委員

指定管理者制度導入の目的は経費削減を主にしたものなのか。

財政課長

民間の方がきちんとしたノウハウがあるので、そのノウハウを活かしたサービス向上を主として考えております。

委員

普通交付税のこともあり、緊迫した財政になるのであれば10年、20年先を見据えた発想が必要と思う。

財政課長

必要だと思います。この計画がすべてを網羅している訳ではありませんのでその他の取り組みも必要と考えます。

委員

アウトソーシング手法が多数あるが、あくまで受け皿が地元であれば地元企業が受けることができるが、そうでない場合は他市町村の企業に依頼しなければならない。地域の企業活性にはならないが、そのことはどういう風に考えているのか。

財政課長

議会においてもそのことを良く言われます。ただ、地元を育成するまで直営で行うということも難し

いので、県内・県外の企業が受けても雇用は市内の人をする等の条件を付けたものとしております。  
ただ、地元の企業の育成も必要と感じています。

委員

再任用制度についてはどのような形態になるのか。

総務課人事係長

まだ市としては制度化されていませんので詳細についてはお示しできませんが、他市町村を参考にすると給与については退職時の7割程度で、職責については2段階程度下がる形になります。そして、あくまで定年退職者が対象になります。

5 その他

(なし)

6 次回の日程について

日 時：平成25年 4月18日 PM2：00～

7 閉会

会長

皆さん本日は、ありがとうございました。  
次回委員会もよろしくお願いいたします。

(午後4：46 閉会)

以上、第7回行政改革推進委員会会議要約の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成25年4月10日

会 長 高 橋 武 志 印